

法科大学院3年次生の判民への参加の募集

2018. 3. 9 東京大学民事法判例研究会 幹事・加毛明

法科大学院3年次を対象に、「判民」へ参加する学生を若干名募集いたします。

東京大学判例（民事法）研究会（いわゆる「判民」）は、大正10年に末弘巖太郎博士の提唱によって創設された判例研究会です（民法判例研究会編『判例民法(1)大正十年度』の著名な序文を参照してください）。「判民」は、現在は毎週金曜日の午後に、本研究科のスタッフのほか、法学部研究室に在籍する助教・大学院生その他の研究者が参加して、「民集」に登載された最高裁判決についての研究会を行っています。また、その成果である判例評釈は、『法学協会雑誌』上の「最高裁判所民事判例研究」の欄に掲載されています。

「判民」では、法科大学院の3年次の学生のうち、「判民」に参加するにふさわしいレベルにある若干名の優秀な学生について、「判民」に出席し、議論に加わることを特に認めています。その概要は、次のとおりです。

○参加資格

法科大学院3年次に在籍する学生であることが、形式的な資格です。「判民」は、判例の研究を行うことを目的としたものであり、上に述べたような研究者が参加するものです。しかし、法科大学院3年次学生の参加者については、将来、研究者になることを志望しているといった要件は課しておりませんので、法曹実務家の途に進むことを志望されている学生であっても、「判民」で行われる議論に主体的に参加したいと希望する学生であれば結構です。

判例評釈を担当する義務はありません。もっとも、本人が判例評釈を希望する場合であって、「特に優秀な学生であると認められ、かつ、特定の教員から判例評釈の執筆の指導を引き受けるとの申し出がある」ときは、判例評釈を担当することが認められています。この場合には、判民で報告を行うだけでなく、上記特定の教員の指導のもとで、最終的には、法協に掲載できるレベルの評釈を完成させることが必要となります。

なお、ここでの参加は、法科大学院の学生身分を有していることを条件として、当該年度に限り許可するものであり、その後も継続的に「判民」に参加することを許可するものではありません。

○許可人数 若干名（5名程度）

○参加の形態

「判民」への参加が認められた場合には、研究会が行われる金曜日の午後（事件が1件の場合には、1時15分から。2件の場合には1時から）に研究会に参加して、主体的に議論に加わっていただくこととなります。したがって、それと重なる3時限目の時間帯の授業は履修できません（研究会が4時限目の時間帯にかかる場合には、「判民」を途中で退出することはやむをえないものと認めます）。また、授業履修との関係で、SセメスタまたはAセメスタのみの参加も可能ですので、その場合には、その旨を付記してください。

なお、「判民」に加えて、不定期に行われる「民法懇話会」への参加も許可します。「民法懇話会」は、基本的に、判民と同一時間帯に行われます。

○参加希望者の申込先

「判民」への参加を希望される学生は、判民の幹事である加毛明まで、直接お申し込みください（メールアドレスは、a-kamo@j.u-tokyo.ac.jpです。学籍番号を明示してください）。

○申込期限

2018年4月2日（月）

○参加許可の選考

「判民」への参加を許可するに十分なだけのレベルにあるかについては、これまでの法科大学院における全体の成績を考慮するほか、2年次までの民事系の授業におけるパフォーマンスについて関係教員のご意見をうかがうなどして、総合的に判断します。